

河南町いじめ防止基本方針（概要）

近年、子どもたちを取り巻く社会状況が著しく変化中、いじめの問題についても複雑化、多様化、深刻化する傾向にあり、児童生徒の尊厳を保持し、いじめ問題の克服に向けた取り組みが求められている。そこで、町部局・教育委員会・学校・家庭・地域その他の関係機関との連携のもと、いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえたいじめの防止等の対策を、総合的かつ効果的に推進するために「河南町いじめ防止基本方針」を策定するものである。

I いじめ防止等に関する基本的な考え方

1. いじめの定義

『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

2. 基本理念

(1) いじめは絶対に許されない

（法第4条 いじめの禁止）

(2) 対等で豊かな人間関係を築く

（法第15条 学校におけるいじめの防止）

(3) 地域社会全体で取り組む

（法第5条～10条 国、地方公共団体の責務等）

3. いじめの未然防止

(1) 大人の役割と責任を果たす

(2) 子どもの人権意識を育む

4. いじめの早期発見

(1) 小さな変化を見逃さない

(2) 情報を共有し迅速に対応する

5. いじめへの対処

(1) 事実関係を確認し被害者のケアと安全確保を行う

(2) いじめ行為には厳重な処分を行うとともに粘り強い指導を行う

(3) 集団全体の課題としてとらえる

6. 重大事態への対処

第三者性を確保しながら事実関係を確認、対策を講じる

II 町及び教育委員会が取り組む施策

1. いじめの防止等の対策のための組織の設置

☆河南町いじめ問題対策連絡協議会の設置

・学校、教育委員会、富田林子ども家庭センター、富田林警察署、富田林法務局、町部局、その他の関係者で構成

・河南町いじめ防止基本方針に基づく取り組みを効果的かつ円滑に推進していくための情報交換及び連絡調整を行う

☆河南町いじめ問題対応委員会の設置

・弁護士や心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者で構成

・学校におけるいじめの防止の取り組みについての審議を行うとともに、法第28条に基づき、学校での重大事態に係る調査を行う

2. 町として取り組む基本的施策

・いじめ防止に向けた住民啓発の実施に努める

・地域関係団体と連携したいじめ防止等に向けた取り組みの調整、実施に努める

・重大事態が発生した場合、「河南町いじめ問題再調査委員会」の設置を行う等

3. 教育委員会として取り組む施策

(1) いじめの未然防止のための施策

・全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る等

(2) いじめの早期発見のための施策

・いじめに関するアンケートを実施等

(3) いじめに対する措置

・学校におけるいじめ防止基本方針の改定や体制の確立及びいじめ防止の取り組みの推進等に関して指導・助言するとともに、必要な情報提供等

(4) 教職員の資質能力の向上

・教職員に対する研修の実施等

(5) 問題解決のための支援及び教育相談体制

・心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等の人材確保等

(6) 保護者など住民への啓発活動

・保護者など住民へ広く、広報啓発を行う等

III 学校が実施する施策

1. 学校いじめ防止基本方針の策定

○学校いじめ防止基本方針の内容

・学校は、法第13条に基づき、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取り組みを行うかについての基本的な方向や、その取り組みの基本的な内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。

○学校いじめ防止基本方針の改定等

・学校いじめ防止基本方針を改定する際、その実効性を高めるため、検討段階から児童生徒や保護者、地域関係者等の意見を取り入れるなど、いじめ防止等に関わる者が主体的かつ積極的に参加できるようにする。

2. いじめ防止等の対策のための組織の設置

・各学校に複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成する「いじめ不登校対策委員会」を設置し、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担うものである。

IV 重大事態への対処

(1) 重大事態の報告

(2) 総合教育会議における協議等

(3) 調査の主体と組織

(4) 調査の実施（調査内容、調査の方法、調査における留意事項）

(5) 関係児童生徒に対する指導・支援

(6) 調査結果の報告及び提供

(7) 総合教育会議における検証等

(8) 町長による再調査等

・町長は、重大事態への対処等のため必要があると認めるときには対応委員会とは別に、心理、福祉に関する専門的な知識を有する第三者等で組織する「河南町いじめ問題再調査委員会」において再調査を行う

・町長は、再調査を行ったときは、法第30条第3項に基づき、その結果を町議会に報告する

・町長及び教育委員会は、調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講じる